|                                       |                                  | がありへ回日  | 克  |             |      |                                 | < 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>   |  |
|---------------------------------------|----------------------------------|---|--|-------------|------|---------------------------------|--|--|
| 管理 提案3<br>番号 (事項                      |                                  | 求める措置の具体的内容                                   | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名  |                                 |  | 各府省からの第1次回答  |
| 14 都道府県が<br>域区分に関<br>計画の一部<br>に権限移譲   | する都市 の都<br>を市町村 に関<br>第13        | する都市計画のうち、省令<br>3条第1項第1号の軽易な変<br>ついて、市町村に権限移譲 | (支障事例) 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は衛道保泉がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と衛道保泉が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。 区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化割整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺都にに関する都市計画の程度を対している。では、都道保泉が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村に用途地域に関する都市計画の手続きたが、現在は、市町村と和道保泉が同時に都市計画の手続き行い決定された可見を行うたとができたが、現在は、市町村と和道保泉が同時に都市計画の手続き行い決定される。要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一方見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。            | 国土交通省       | 青梅市  | 团体名<br>倉敷市                      | 安障事例  「西道空号館に開発した消防事出発所を用き線止て、売却しようとした際に、市街に開墾区域であることを理由に 用途を制御されて、国施3かいで裏帯だして活用したい原間業金やの売却ができない。というテースが多った。 人口返り局面に対応し、市時に反場に有所は配度域の急引きについて、柔軟な具面にが南非わら権限できるようにしてもらいない。特に、公共施設が建設されていた土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀で るとが記という。  「公成の分成界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における 限定的な見返してあることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる報点から、市町村へ権限移籍することが望ましい。   | 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、線地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即始的に設めるとかられるものであることに整めて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。<br>区域区分の世界な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている由こと等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている由こと等から、変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。  |
| 277 都市計画の<br>域区分の変<br>て、都道所リ<br>町村に移譲 | 更につい の都<br>限から市 のうち<br>第1項       | ち、軽易な変更(省令第13条                                | 【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しが 伸分方と、都位原保を下向、同時に都市計画変更を行うことなる。このうち、道路施設や地 が、地物の世面変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要 てあり、事務が頃雑になっている。 「反降幕例」 区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、施整等の地形地物及びそれらからも離隔により 定域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、施整等の地形地物及びそれらからも離隔により 定められており、本市では、市街化区域の線辺に位置する都市計画道路等の高規格道路により その基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規に開通等に半予整備により、直路等の世形地物線形が変更をれたが、一定期間に上下定されての名用途地域等の一 斉見直し時に見度すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点か ら、周辺の土地利用に支障が低生でいる。 こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所で想定されている(国道20号雨バイバス、北西部幹線道路等)。                   | 国土交通省       | 八王子市 | -                               | ○区域区分の境界とされている他移地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における<br>環定的な整度してあることや、より実態に即した土地利用へと途やかに反映させる報点から、市町村へ権限移譲する<br>ことが望ましい。   | 区域区分は、一の市前村の区域を越えて指定されるる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、栽培等自然的環境の整備文は保全への配慮等全皿的的に設大可能性や公共施設の影響機会を出るに進みて、都市計画区域の研定主体である都追用療が広域的な製品から変めることとされている。<br>区域区分の世界な変更につては、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及が変更では、図域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及が変更変の区域が管理的に明らかで、既になされているあると参から、変更の同意の判断の前提を何ら前にないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、経過な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な製点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。 |
| 17 不動産鑑定<br>受験申込の<br>経由事務の            | 都道府県 につい<br>廃止 いるで<br>きるよ<br>都道) | よっ、害面による受験甲込の                                 | 【制度改正の必要性】 不動性鑑定上試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都適所県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経田の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では顕書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。   | 国土交通省       | 愛知県  | 岩玉所果香具 "                        | ○3月の作しい時期に受付することだり、今後、国土交通等への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の<br>口地を含品にた。国工会会者報告送付なに不動意能定工物経過合金に提出先を影響であるを除れて記しい。<br>理出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、工度手間となる。<br>受験申し込み明日と供から国への送付明日までの期間が短く、受験申込期日当日に出出された申し込み書に補<br>正の必要があった場合、その対応に苦塩にいるところ。<br>〇項在、受験有の一部に電子中間、カステムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多<br>いったが、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付ま<br>でに時間を要することがある。<br>〇度子申記と書面による申請人の窓口が異なっていることは、受験者の混乱を招か。<br>支法、未同様では、申申収も搬送、窓口合わせて700人以上の申節を受け付けており、事務処理が職員の大きな負<br>技工は、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く来行される。まと解談による間違った申請も多く、原則は本<br>人に返送するが、期限を少さのが考さらは配に複数でするなど、表現している。<br>人に返送するが、期限を少さのが考される。「中間・多く、原則は本<br>人に返送するが、期限を少さのが考される。「中間・多く、原門は本<br>人に返送するが、期限を少さのが考えい。別表では、一部はよりなでいるの<br>の報道保険は、受験間書の配布、受け、国への提出事務を行っているが、現住所也以かの在学地や総業をの都道<br>構製では無意を受け付けるれない。別報度でに任助の都道保険者にしているか、受験者が続って申請した場合、<br>別級内に受け付けてきない可能性がある。 | マ級中込の受刊を果求で行うことでなったの、住民(マ級者)の利使性が着しく拡下するとともに、<br>事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。<br>また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達   |
| 50 不動産鑑定<br>受験申込み<br>道府県経由            | に係る都 みに゛                         | 動産鑑定士試験の受験申込<br>ついて、都道府県を経由し<br>こととする         | 【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送付き参により申し込む受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して見いかを国に問いかを目に明からかったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することでまれ、論文書が書でしての通知・市町村にボスターの配布・掲示を依頼・「戸内でボスター掲示・旧チの掲載 ・ 市内村にボスターの配布・掲示を依頼・「戸内でボスター掲示・旧チの掲載 ・ 市内にホンター掲示・旧チの掲載 ・ 市内ではアメター掲示・旧チの掲載 ・ 市村にホンターを関係している。 2 励業の配布 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 国土交通省       | 埼玉県  | 岩原 泉東東 泉東東 泉東東 泉東東 泉東東 泉山 福岡 岡県 | ○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事能が起こる可能性がある。受験生の<br>立場を考慮しても、国土交通省間接送付文は不動産態定土溶解場合会に提出先を必要が表現事態が別報に<br>の別えば一部試験の免除申請がる場合、需適自は提出規則同に提出されたが、必要な証明書態が別報に<br>提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可含を国に判断を求める必要があり、二度年間とな<br>6万型輪中込み列目と県から国への受付利目までの副制が短く、受験申込利目も当に提出された申し込み書に構<br>正の必要があった場合、その対応に密慮しているところ。<br>の秘証所能は、受験審の必能・受け付けられない。別規までに任所地の都証庁県とを担由して国に申請者が到達しなければ受験の<br>解析では勝書を受け付けられない。別規までに任所地の都証庁県を担由して国に申請者が到達しなければ受験の<br>検索を失うことなる。<br>○現出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付<br>までに時間を要することがある。  | 国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の単立みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の知事を経由して行うこととされている。また、申込状別について、平成28年不動産鑑策士試験の件数をみると、数数が2、611件、方言書面申請が2、094件(約80%)、第二申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都適府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の養務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととならため、住族(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。   |

| 管理<br>番号 | 提案事項<br>(事項名)          | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名     |   | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>   | 各府省からの第1次回答  |
|----------|------------------------|---|---|-------------|---------|---|---|--|
|          | 受験申込みに係る都              | 不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義<br>務付けを廃止すること   | 【現行制度の概要】 不動産鑑定土試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験顧事の配布、受付、国への提出事務を行っている。 (支除事例) 現在、都道府県で受理する都送、持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のり取らさることなが、受勢者にとって二度手間となっている。特に恋して集所された場合)。また、他都道府県の任所地の受験願書が届いた場合は受験者言に返送し、住所地の都道府県におられての場合において、一度手間となってしる。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した。都道府県ではなく、直接、国に変更届を存私、なくではならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないない。受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 制造業者は、法定受託事者ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。        | 国土交通省       | 九州地方知事会 | 団体名<br>  岩手県 - 東東<br>  東東<br>  東京<br>  東京<br>  東京<br>  東京                     | 支障事例  ○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省のの未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の 立場を考慮しても、国土交通省直接送付文は不動産設定上消解連合会に提出先を受託する等を検討してほしい。 ○受験中心みみ間已と無から国本の必対付期目までの期間が加く、受験申込期日当日に提出された申込み書に補 区の必要があった場合、その対抗に否認しているところ。 ○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や神参により申し込む受験者は多 このため、提出された申込書に発露があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付ま このため、提出された申込書に発露があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付ま でに時間を要することがある。 ○秘道府県は、受験書の配本、単行、国のの提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や飲業地の都道府県では誤書を受け付けられない。規環までに住所地の都道府県を軽由して国に申請書が到達しなければ受験の 機会を失うこととなる。 | 国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2。611件、うち書面申請が2。044件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。<br>もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からのまし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からのまた。実施のでは東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利使性が着と人低下するとともに、事務処理の建延等による悪影響と認される。<br>また、支障等例に記載されている「受験順書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験順番を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届を下AXしなくてはならず、受験顧書に係る統一的な窓口が明確でないため、受験を含が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。 |
|          | 付金の重点配分に係<br>る整備計画の作成要 | めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。<br>・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。                            | [支障事例] 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が頻雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成22年度要望等の提出について(平成28年1月16日開東地方整備配企画部広域計画課長事帯返慮制入・平成28年度、限り重点配分が製金事業以かの事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、特別によってはお生沙年度以降重点配分を受けることができるという経過措置がある。既存の整備計画に表面した受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画に表面したななる。とらに、同によっては接過計画を対しな必要がある。既存の整備計画は、函数した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り継ずと目標達成ができななる。とらに、同によっては接過計画が無い場合もあり、以上の支障事例が能前から生じているという考えは理関が無として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理関が悪として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理別しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分等素が発率業が否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。 | 国土交通省       | 相模原市    | 越川市市市府市県県市市市県新豊京東高福大久留産・新豊京東高福大久留産・大久田・大大田・大大田・大大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田 | するため、従来の場所補助をを報信し、国際なられたものと認識している当該機能に基づき、地方自治体が作成する<br>社会資本的を影響が開催し、日曜実行のための基件が日本事を制度が含率を設備さか、地方自治体が作成する<br>は、一般では、一般では、日本のでは、日本のでは、日本の自治を持っている。<br>は、日本のでは、日本のでは、日本の自治を持ちませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ   | 付し、地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度として創設されたものである。  〇また、本交付金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先展への対応を促進するため、毎年底、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。  〇こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を配分できるよう、平成28年度より、重点配分対象事業を研確化し、当該事業で構成される整備計画に対して、重点的に交付金の配分を行う取組をはじめたところ。  〇この取組は、優先度の高い事業に十分な交付金が記分でおいないという状況を踏まえ、当該事業が確実に進歩し、効果が発現するための工夫として取り組んでいることをご理解願いよい。仮に、「指摘のように、同じ計画内に重点配分対象事業とその他の事業が混在する場合、交付金の制度上、重点配分争業以外の事業に流用することが可能となるため、上記の目的が達成されない可能性がある。   |
| 44       | 社会資本整備総合交<br>付金の手続簡素化  | 付申請書の提出時には、例えば<br>道路ではそれぞれの路線ごとに<br>経費の詳細内訳を記載すること<br>とされている。しかし、詳細内訳<br>はいずれ精算報告されるので、<br>申請時には国からの内示額をそ<br>のまま申請書へ記載して提出す | 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設さ  | 国土交通省       | 埼玉県     | 福島市、広山口市、広山口市、広山口市、広山口市、広山口県  | ○ 平成立年4月5日付け股票省・通知(根財業市7号)等にあるように、国は平成立年度下昇の用東東施を台自治体に素拠におめ、空る限別的部にで事業を実施する等の別れる家がいる。それと表現になるためたしま物にま築地であり、空る限別的部にで事業を実施する等の別れる家がいる。それと表現になるためたしま物の発達される。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。  | るところいこより、補助事業等の目的及り内容、補助事業等に要うを接すくの他必要な事項を記載<br>した申請書店を各省庁の長に提出することとなっており、申請書には、同法施行令第3条第1項<br>に基づき、「補助事業争の経費の配分、経費の使用方法等」を記載することとされている。<br>○ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請書の添付書類である交付金調書を指しているものと理解す<br>るが、これは上述の「補助事業の経費の配分、経費の使用方法等、を明らかにする項目として、提  |
|          | 段基準を住宅(共同<br>住宅の共用の階段を | 建築基準法上は寄宿舎として<br>取り扱われる、グループホーム<br>やシェアハウスなどの際的医基<br>を一定の条件を満たした場合な<br>だ、住宅、共同住宅の共用の<br>段を除く。)と同じ基準にする。                     | [制度概要]  「連型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅、共同住宅の共用の階段を除く。より上蔵しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。  【支障事例] 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。また、建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。  【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けゲループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないか。  | 国土交通省       | 埼玉県     | 広島県、長崎県、長崎  | おさせる必要がから、4条でも、用途素更が相談がかり、周尾の気管をで定うす。前念した半分からから、<br>に整めの海洋周内高音に該当うが映像なシェアンスについては、代替措置として、同郷に手がを設置する措置を調することを基本の縁和ができるのではないか。<br>〇〇 に関連の間で多をシェアハワスに用途重要する場合、規模や影響に関わらず寄宿舎として扱うため、防火避難、規模が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでしない。<br>規模が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでしない。<br>「と概念」というない。  | 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望の著宿舎の階段基年の観知については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところである。<br>具体的には、以下の調査実験を検討している。<br>①既存の住宅の階段づ法の実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実<br>施。<br>②現状片側手すりを設置する必要のあるところを両側手すりとし、さらにすべり止め等の安全措置<br>を講びることで、階段基準を緩和できるかどうか、実験や現場両差を実施。<br>以上の技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては<br>寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。  |

| 管理 | 提案事項  | 日田久一保ので   | ye.  |             |      |             | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>   |  |
|----|---|---|--|-------------|------|-------------|---|--|
| 番号 | (事項名)   | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省所 | 団体名  | 団体名         | 专胺事例  | 各府省からの第1次回答<br>-   |
|    | 非常用の合併処理学<br>中で<br>は<br>に<br>おける建築基準法<br>の規制緩和<br>重<br><u>点事項</u> 3 |   | の確保を図る上で重要収録器である。<br>新潟中越地震(2004年)や取りま大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理<br>場や管路に補害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県において<br>も、高山海沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水通整<br>個区域となっていることから、災害時の防災拠点・遊難所において、下水道が使用できずにトイレ<br>の確保が困難となることが懸念されている。<br>そのため、現在、下水道整備は寒では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、<br>万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管<br>が不要で短時間で復口できる合併処理浄化槽を整備(またはベックアップのために併設)するこ<br>とも手段の一つとして研究していく必要がある。<br>しかしながら、建業基準よ場等のまでは発生を関係したおいて設置できるのは、公共下水<br>道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。  |             | 富山県  | 東金市、上越市、広島県 | 2077.07   | 国主交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。 下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第<br>5条の3第5号において耐震基準が設けられており、平成28年龍本地震においても、排水管の策<br>断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による危急対応で速<br>かいに流下機能が健保したため、下水道施設の検波が原因で便所が使用できないという事例は<br>発生していない。<br>元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保<br>されるという構造との利点を有しており、市街地における公寮衛生の確保ができる。<br>なお、災害時においては、建築基年英部50条の規定により間よ第3年が適用終外となり、既存<br>の小学校を防災患点・避難所として活用する場合であっても、同法第3条が適用されないわけで<br>はなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは「到常である。<br>これらを踏まえた上でもなお、災害時における使所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の<br>設置の必要性がある場合は、災害時における使所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の<br>設置の必要性がある場合は、災害時における使所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の<br>設置の必要性がある場合は、別途相談にない |
|    | 立認可等に関する事<br>務の都道府県への権<br>限移譲                                       | 2以上の都道府県の区域にわた<br>本事強協同総合等の設立の<br>可、定款変更の認可、般告の版<br>収、核音等、法令等の違反の<br>する処分等の事務について、各<br>か方理線局及び地方整線局が<br>ら都道府県へ権限の移譲 | ては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・<br>定数変更の窓可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道<br>府県に移譲が行われる予定である。<br>こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区<br>域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲<br>予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うこと<br>ができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。   |             | 富山県  | _           | _   | これまで二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事<br>移を行う戦点から国土交通もの地方機関である地方運輸局、参健局にて行っていたところ、本提<br>業事項の通り二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県<br>機関を委譲した場合は、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支<br>障が起こらぬよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。  |
| 65 | 道路運送法上の申請<br>事案に係る手続の簡<br>素化  | コミュニティバス運行に関する道<br>筋運送法上の申請に対して、<br>町 町村が委託する事業者等に限り<br>手続の簡素化を求める。   | 当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。<br>もまの許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公<br>本実の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公<br>大文通会操等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通金織の共<br>で譲扱が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公<br>共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期<br>間の短縮を図られたい。   |             | 中津川市 | 松本市、大村市     | □□ミューティバスを運行していたにもかかわらず、平成な年10月に国の手続きの頻雑さを理由にコミュニティバス運行のブルボール参加を設けらかま事業的が、10<br>□コミュニティバスの運行に係る手続きが開発化され、処理期間が短縮されることについては、その必要性を思じて、<br>○明まの生りに月にディンドクシェーを実施運行からな推進する。から、の目に地域の外交通会館を思じて、<br>○明まの生りに「選称運営法事を終予可を関係するより事業者(タウン一会社)に依頼しているたころである。申請は事業者<br>から行い。また、事業者はその事業の経験がない。計事業人間様な収集が理整でさないところである。制度改正により<br>り販素化、期間販館が図られるならば地域公共交通会議の実施と有意像なものと考える。<br>○本市においても、交通空白地域や交通弱者対策として、集合タクシー等の導入を検討しており、今後同様のことが<br>想定される。 | れは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事<br>要の遂行上適切な計画を有するものであること、事業を自ら物値に遂行するに足る能力を有する<br>ものであることを審査する必要があり、これらの確認等に要する期間を踏まえて設定していること<br>によるものである。<br>によるものである。<br>「で、地域公共交通会議で協議が調った事業については、審査内容の一部を同会議において<br>でおけるさったが、健康と知り開発と無ちり。日 わゆっする家 腹に刀連ずか 間で メントー  |
| 71 | 工業用水道事業におけらる維用水の供給に関する規制緩和  | 水を供給する際の、河川法に基  | 工業用水道事業者による限用水の供給については、平成28年の経済産業省通知により、地域<br>無限への育能、投資効率の向し等の趣旨に適う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給に<br>一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、照和58年の通産省と建設省の覚書<br>により、親用以は工業用水とは明確に区分して小る<br>(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量000㎡未満の健用水の供給等は<br>工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)<br>近年、工業用水の需要が構造している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業<br>用途以外の部計活動、経済活動への選用水の供給を可能とすることが看効であるにもかかわら<br>可能に対している。)<br>近年、工業用水の高級が成功である。<br>近年、工業用水の高級が成功である。<br>近年、工業用水の高級が成功である。<br>近年、工業用水の高級が成功である。<br>近年、工業用水高級が表別である。<br>が、他のから、は、他のでは、一般である。<br>は、他のでは、他のでは、一般である。<br>は、他のでは、他のでは、一般である。<br>は、他のでは、他のでは、他のである。<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。)<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のである。<br>は、他のでな。 | 経済産業省、国土交通省 | 静岡県  | 選賀縣、徳<br>島宗 |   | 【国土交通省回答】  |

| $\equiv$ |   | 'りの第1次回合"  | <sup>-</sup> 見<br>   |                 |   |  |  |   |
|----------|---|--|--|-----------------|---|--|--|---|
| 管理番号     | 提案事項<br>(事項名)   | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁     | 団体名   |  | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答   |
| 80       | 都市公園における設<br>置可能な施設に関す<br>る規制緩和<br>重点事項2  | 都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に<br>児童福祉法に定める児童館の<br>追加を求める  | 【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、内線では「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続では「場合では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般   | 国土交通省           | 釧路市   | 団体名<br>北海道、倉<br>敷市   | 安障事例   | 児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「休験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。   |
| 278      | 都市公園内への町会<br>自治会等地縁団体の<br>会館設置に対する規<br>制整和<br>重点事項2   | で定める施設」の中に、地縁団<br>体の会館施設を加えるよう、同<br>施行令の改正を求める。  | 【提案の背景】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地線団体の言語拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所へ後間がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。<br>【支障事例】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くありほ72団体のうち130団体が所有していない、近隣の都市公園内を会館用地として活用きせてほしいとの要望も受けている。几千千市内の都市公園面積は十分に確保されており「平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は174㎡)、また、全館を設置するとしても必要の人間の規模が固定され、都市公園の強機に関す、対したののよりに対して設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の教徒に対しているのの全要な自かであるオーンのスへ一スの確保が十分遺成されているにも関わらず、都市公園の重要な自かであるオープいスへ一スの確保が十分遺成されているにも関わらず、都市公園が直接の時であるオープいスへ一スの確保が十分遺成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。 | 国土交通省           | 八王子市  |  | ○【要味・課題】自治金館を所有している自治金が、金館の構造の問題や地種者の相様の問題等を理由に現施設の<br>芽胞を検討する必要が生じることがあり、その移程先となる土地がない現状がある。<br>(制度改正の必要性等)制度改正により都市公園所のの自治金館節をよびする規制維制が実現すれば、都市公園<br>が上記のような問題を抱えている自治金の自治金館移発先の機構地とすることができ、地域コミューティの構成に寄<br>すできるものと考えるが、公園管理者との組織が必要である。<br>○本市においても、同様の要望・相談は自治金から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治金館の建<br>設に質するものと考えられる。   | 地縁団体の全館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。<br>なお、特定の団体以外全人利用できない施設など、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱製剤を改め、当該施設が都市公園の効用に関する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされたい。   |
| 83       | 空家等に対する応急<br>安全措置   | については、二次核害の拡大等を防止するためにも、助言、指導、動告、命令の所定の手続を<br>接ることなく、迅速に必要操小限度の応急安全措置をできるよう<br>にすること。  | 合風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには適行人や地域住民等に被害されたすおされがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法に「措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。また、例えば建築基生第10条第3項に規定する着しく保安上危険な状態にあるとして緊急のはま止っているとしている。また、例えば建築基生第10条第3項に規定する者とく保安上危険な状態にあるとして緊急のはま止っていると正常できず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその負担においての措置を自ら行うことが可能であるが、管理不分か空深等については適切な相続登記がなされていないなど法定相様人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空客場のは根拠の明記されていないので、所有者等を確如できないことを確認するために、更なる時間を製することが考えられる。以上から、より迅速に所有者等の確如(又は確如できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全と、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。   |                 | 愛山市市市市市市市东东市原町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町東上久町・碓内伊松鬼雲の村幅居条洲予国西温島万松部子方野北南 保治島浜浜 中予 高前 | 日馬匹、延岡市、總局、東市、地場、日本の東京、延岡市、地域の東京、延岡岡市・地域の東京、延岡岡市・地域の東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東 | ○ 提案関体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確如(又は確如できないことの確認)を行うことができる<br>変要法において、防災・安全上、緊急を要する特定空業等については前点又は指導、動物を経ることなく、命令を行<br>えるよう改正を対しまった。<br>なるような正を対しまった。<br>の認力したいが、有名に空途を被害による危険性を促しているが、「相談が終わっていない」がお金が広いなどの<br>の認可した。シリンドル有名に空途を被害による危険性を促しているが、「相談が終わっていない」がお金が広いなどの<br>の部に及までした。立つ家対域等が開産選出なががいた事であるが、前のま又は非義、場合を経ていると時間を選上でしてよりな形に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空業等については、上記の段階を指<br>まずに命命が行るよう返正施して、市内に100軒以上を停服しており、強馬等が免生した場合に温りかかった者<br>(とや近隣のは足及び英屋に急を受加える恐れがある、本市によいても、美変を全情を必必要性かでてくる可能性が<br>十分にあることから、「空業等対策の推進に関する特別措置はよりの改正が必要と考えた。 | 法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の完養が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、将来の霊然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置につ   |
| 93       | 砂利採取計画の変更<br>届出に係る規定の省<br>令への追加   | ついては届出で足りるよう、届出  | 砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可<br>によらず、届出で足りることされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことか<br>5、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定が<br>あるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。<br>本県において、軽微な変更に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土<br>砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。<br>当該事務については、行政としては概れ処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がか<br>かっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。  | 省               | 栃木県   | 福島県、新岡県、京岡県、京岡県、京岡県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田県、東田                                   | ○ 変更認可申請におたっては、事業者に対して第年教料条例に基づき1時につき1700円の手教料が発生することから、変更属で可能な軽敵な変更について、場合で可能な基準を認めることが認ました。<br>の 米林も乗馬主任者の変更等の最後収費の少量に終める可能性が起いらいていて、変更認可を行っている<br>現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。   | ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに<br>該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。   |
| 141      | 県等が所管するが所管するが<br>利採取計画を通り、<br>服のの方の可事があずいで、<br>取画の記の事務等に対して、<br>市ので、市会を<br>ので、<br>ので、<br>ので、<br>ので、<br>ので、<br>ので、<br>ので、<br>ので、 | 町村長の要請について、現行で<br>は「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めると<br>生するおそれがあると認めると<br>きのみ、「都造府県知事、指定<br>都市の長又は河川管理者に対<br>受請することができる」が、地下<br>水脈の可染や海峡、地盤の軟弾化、土<br>地の資産価値低下といった。い<br>力ゆる災害とは別の悪影響が<br>見えれる場合においるも、南向<br>村長の要請を認める文言に改め<br>村長の要請を認める文言に改め | 当市は、立山連峰から高山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業、農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ球造画面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。ところが近年、貴重な地下水源を渦菱する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相欠ぎ、良となが近年、貴重な地下水源を渦菱する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相欠ぎ、良となが近年、貴重な地下水の一般では、大田では、「東京を一般では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田   | 経済産業省、国土交通<br>省 | 滑川市   | 豊田市  |  | 砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」<br>とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損し、公共<br>の福祉に反すると認められるものを広化省すものである。同法第37条第1項も、以上の自的のの<br>で、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府採知事等の砂利採取の認<br>可権者に対した必要な措置を譲ずべきことを募請することができることと定められている。<br>本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響に<br>ついても、一般的に、砂料採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解さ<br>れ、現行法にて対応可能と考える。 |

|          | -   | 、600年1次四合 <sup>-</sup>   | 一見<br>   |                                 |         |                              |  |   |
|----------|---|--|--|---------------------------------|---------|------------------------------|--|---|
| 管理<br>番号 | 提案事項<br>(事項名)                                       | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁                     | 団体名     | B#4                          | <適加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答   |
|          | 京市計画の軽易の見<br>€Lの拡大                                  | て、都市計画法施行規則第13条  | 都市計画法策21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に<br>係る提案に基づき、平成26年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都<br>市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することと<br>する省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直<br>しば行われていない。<br>市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。<br>(具体例)<br>破和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設<br>したことや秩序会により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼動を休止した。<br>平成35年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止まで「包積当な時間を要した。<br>老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の<br>中間や人員、施設の維持を理整を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政<br>の効率化の製点からみて適切ではない。 |                                 | 浜松市     | 國体名<br>鳥取市、徳<br>島市市、宇和<br>島市 | 支障事例   | の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定め<br>ようさする都市計画との適合を図る観点から水で都道原県知事と協議をする必要性が乏しいもの<br>について、都道府県知事との協議を不要としているものである。<br>こか現理院影等の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、<br>・都市施設の廃止・用途変更により、一部道所県が臨市計画の変更を行う場合が想定されると<br>・都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること<br>・都道府県が定成ら原業物処理計画との調整を図る必要があることをの事情によものである。<br>なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との<br>協議を行うことを要しないことしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続  |
|          | 8市計画の軽易の見<br>ELの拡大                                  | て、都市計画法施行規則第13条  | 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に<br>係る提案に基づき、平成26年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都<br>市計画変更に各種男な変更の範囲と同様の範囲を市時で利率では、各名令改正が行われる予定であるが、都道府県の都<br>した行われていない。<br>市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象となる範囲の見直<br>した行われていない。<br>市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていっただきたい。<br>(構成市における具体例)<br>昭和40年代に建設したこみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設<br>したことや経験を行より効率化を図のたことなどにより、平成23年4月に稼動を休止した。<br>平成26年度に、リサイカル事業の併進の効果や今後の人口減少によるこみ発生量の見込につ<br>いての方がを行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「経易な変更」とは認められな<br>いため、廃止等でに相当な時間を要した。<br>老书化し、休止しているこ分処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の<br>の効率化の観点からみて適切ではない。    |                                 | 指定都市市長会 | 字和島市                         | ○ 新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。                                      | 都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画のの市町村の区域を接える広域の見地からの調整を図る態点の又は都道府県が定め、苦くは定めようさる都市計画のの書会図。戦乱からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。こかり理能影響の廃止、用途変更について、都道府県の協議を必要しているのは、・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市前間法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないことしているが、都市計画審議会の議を軽ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。  |
| 8        | 「有者を確知してい<br>放置自動車の早急<br>除知                         | により、所有者を確知していない<br>放置自動車については、公園管<br>理者自ら除却等することができ<br>る。しかし、所有者を確知してい<br>る放置自動車については、行政<br>代執行法に基づく手続を経なけ<br>れば除却することができない。 | 公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。   | 国土交通省                           | 岐阜市     | 北海道、日高市、上越市                  | 執行法による強制執行の処分を研究中である。<br>〇当市で管理している河川緑地管理棟の駐車場にH27.9月頃から自動車が放置されていた。警察に相談し、警察が | 公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。)の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除勘を命ずることができ、また。この命令に違反した者に対しては、行政代執行法の定めるとこのにより代執行を行うことができる。一方、相手方を確知することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法の立めるとができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法の場合を持ち入れていことから、法第27条第3項は、その場合であっても公園管理上の贈書を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を行与している、以自のとおり、裁市公園に係る代執行については、行政代執行法に基づ合われることが原則とされており、法の規定に基づ代代執行は、相手方を確知することができないという例外的な場合にのみ行われるものとなっている。これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広ぐ一般の行政との義務の履行に関して変わた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。  |
| Ī        | はが設置する都市計<br>審議会の委員の構<br>等の基準の見直し                   | る都市計画審議会について,政<br>令による委員の数,委員に就任<br>できる役職等の基準の定めを撤   | 宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ<br>就任しないこととしているが、この方針に抵触している。<br>本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会に<br>ついては特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する<br>者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。  | 国土交通省                           | 宮城県、広島県 | -                            |  | 都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うととは、相対立する住民の利害を調整、<br>し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるため、都道房県外都市計画の決定等を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都道府県議会議員等からなる都道府県都市開審議会の議を経ることしている。<br>例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることなる住民を体の利益や代表があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。   |
| 13       | 村地域工業等導入<br>通法第2条第3<br>規定する「工業等」<br>現でする<br>関連力的な運用 | に導入する工業等の業種につい<br>て、社会経済情勢や地域の実情   |  | 厚生労働省、農林水産<br>省、経済産業省、国土<br>交通省 | 山梨県     | 秋田県                          |  | 農村地域工業等導入促進法(以下)展工法」という。)に基づき整備され、5年を経過上が進水<br>場用地等におも地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速なな地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方<br>創生を実現するためには地域にしてと」をやり出すことが重要であり、その実現し資する速効性<br>のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。<br>なお、展工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするもので<br>なお、展工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするもので<br>あることから、(分散)屋用等により屋村地域における安定的な屋用を継続的で確保できる業種で<br>あること、(②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定<br>されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。<br>しいずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められている<br>ことから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて譲じ<br>られてきた様な施策の効果を検証の上、展業・農材を即必を(物勢の変化と課題を十分踏まえつ<br>つ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。 |

|                         | 、四日の          | りの第一次凹合   | - 見   | 1  |         |        |  |  |
|-------------------------|---------------|---|---|--|---------|--------|--|--|
|                         | 提案事項<br>(事項名) | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省庁  | 団体名     | 団体名    | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  支障事例  | 各府省からの第1次回答  |
| 134 半島振士務大意の廃           | 臣の協議、同        | 大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県<br>に変更を求めることができること    | 【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と努力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している) |  | 国地方知事   | 北海道、   | (基) 日本展開刊書の作成において、主発大臣への協議(事所報記を含く)及び問意を終るために、多大な時間に労力を見ている。(207計画業を終され、事前報記を含めて間温能に対かりおきましている。また、最初書籍は出生機関である総合展開局・振興局を選じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。 ○ 同原手帳を対係止され、報告のみとなれば、手帳きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される新世であれば、あ対するものではない情度改正の必要性はあるものと考えない。○ 「中央振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む) おじ間を告めために多大な時間と労力を更している。(1427計画策定時には、事前確認を含めて簡協議に約7か月を要した。)  | ○黄泉が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、接定団体の提出した半島振興計画家に対する固かの意見については、その都度、関係4市前に意見照金・信息した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また。代業スケジュールについて、1回目の計画家の提出から最終提出までに4分月とと受し、ときに、最終提出までに3分月を受した1番回答を頂いた。〇半島振興計画とは、固と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興計画を受けがよりは、0半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・両意をお取しているところである。〇半島県計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・両意を表別しているところである。〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。○〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。○〇貴県からは、「主務大臣への協議・南戸を表別しているところである。」との御見を書で入れている。○〇貴県からは、「主務大臣への協議を事前を記していると、「または、「または、「または、「または、「または、「または、「または、「または  |
| 302 半島振大<br>主務が大<br>意の廃 | 臣の協議、同        | れているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県<br>に変更を求めることができること                   | においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められてい  | 総務省、文部科学省、雇<br>厚生労働省、農林水産<br>高、経済産業<br>直<br>金<br>、<br>環<br>、<br>環<br>、<br>環<br>、<br>環<br>、<br>環<br>、<br>、<br>環<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、 | 九州地方知事会 | 北海道    | ○半島展別計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るためた。多大な時間と労力を表している。位別当職実際には、事前協議を含かての関議は助う方を製している。また、動画業保護は近天戦間、大田の一般では、東京の上のの市時刊の年春前時、書館のや北区に開始がかから。 ○半島展別計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(北27計画策定時には、事前確認を含めて関協議に約7か月を要した。)   | ○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、接集団体の提出した半島養興計画家に対する国からの意見については、その都度、関係も市町に夏用鉄・確認した上で関係を課による確認を行っておい時間と労力を要したこと、また。作業スケジュールについて、1回目の計画家の提出から最終提出までに4かり月以上を要し、ともに、最終提出から同意までころかりを要した。ともに、最終したいたの、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日  |
| 135 離島振大の廃止             | 臣の事前審査        | 務大臣に提出し、主務大臣は離<br>島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべき<br>ことを求めることができるとされ | 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際<br>にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、龍島振興基本方針に適合していないと認めるときは、<br>当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務<br>上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島機関基本方針に適合するかるかか   | 総務省、文部科学省、<br>厚生労働省、農林水産<br>生発済産業省<br>国土<br>交通省、環境省  | 国地方知事   | 北海道、崎県 | 時にも、国協議に3か月を悪している。また、都道府県は出失機関である総合機関局、振興局を進しての作業となる<br>ため、計画建立のための市町付の作業時間や、養額のやしという間間がかかる。)<br>〇千時舎が終止されれば、手機舎の迅速化や事務的負担の推議が見込まれる。国による支援が担保される前提で<br>ある。<br>〇千時代のでは、1000円では、10 | ○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同衆第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を推済するため、正式提出に矢札して雑島振興計画を実施しただけるよう。平成24年11月29日付事茶進齢「各都道府県双24年11月29日付事茶進齢「各都道府県の離島振興計画家の事前提出等について(依頼)」において都道府県区大田に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている。事前審査に受している。」とのことであるが、平成25年度計画変定時、離島振興計画の事業に要り力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画変定時、離島振興計画の事業に要り力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画変定時、連島振興計画の事業に要り力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画変で時、連島振興計画の事業を実施している。とのことであるが、本間に経過が行われていない。 ○もよとり事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事務行政機関への道力及び第10項に基づき兼大臣に対して意見が申し出られた場合、注明を行政機関へあるとれた場合、事前の調整を終ること等に送第4条第9項及び第10項に基づき開発行政機関へある。本語を表記する必要があるが、本間に確認が行われていないが、仮に関係行政機関の長から主格大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して商島振興計画の変更を承には、法第4条第1項の規定に適力が表示が関係が引きるが、第1項を表出をの規定が関連の表示であるととでは、表示との関係を再の対域関の長の主ではよりまるとはかれての国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を変更が高限には、法書を書かり関係するを発出することはかれての国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなら。 |

| 管理  |   | の第一人国古  | 兒   |   |   |  | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  |  |
|-----|---|---|---|---|---|--|--|--|
| 番号  |   | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省庁   | 団体名   | 団体名  | 支障事例   | 各府省からの第1次回答  |
| 303 | 離島振興計画に係る<br>主務大臣の事前審査<br>の廃止                           | 務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている | 雑島振興,美第4条により、「都道府県は、雑島振興基本方針に基づき雑島振興計画を定めた際<br>にこれを主教大臣に提出し、王務大臣は、総島振興基本方針に適合していないと認めるときは、<br>当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務<br>上、計画東定的・雑島振興計画家の事前提出により、雑島県現基本方針に適合するかる行かの   | 総務省、文部科学省、<br>厚生労働省、農林小産<br>東生労働省、<br>東本省、国土<br>交通省、環境省 |   |  | □離島無限計画の実質に入いて、実践上行われている。<br>時間には、国協議により有を美工した。また、総政権・対象機関である機会権関係・振興局を通じての作業となる<br>がは、国協議とのための所有材の作業時間や、書類のや少少りに時間がかかる。<br>の開発展制計画の変質において、実施上行われている。事前審査に多大な時間と労力を要している。(H2S計画策<br>定時には、国協議に5か月を要している。)   | ○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された總島集興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、農島振興表面方針に適合するかの原理を実施しており、最高無限表本方針に適合である。                      |
| 137 | 第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の<br>実施区域の拡大                          | 所が所在する市町村と隣接する  | 【制度改正の必要性】 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観 投資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要であり、地域の 観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要 展内の中小旅行業者は第2種旅行業者である場合が多いが、第3種族行業者による募集型企<br>画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第4条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村及び隣接す<br>全面旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負<br>担が大きい。<br>【支障事例】<br>本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観<br>光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、<br>第3種旅行業者では、温暖ジナバーク(島根県)、山陰海岸ジナバーク(兵庫県、京都府)等を素<br>材とした広域回の商品造成ができない。<br>現在、島原県東部(島取市、岩美町、岩板町、沿頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、<br>部温泉町)においては、日本部のMの候補法し、自参はかにおり、近年保集北但西部(香美町、<br>が第3種旅行業者では、温暖でついるが、同途会が所でする鳥取市観光コレベンションは<br>を外第3種族行業者の登録を行っているが、同途会が所でする鳥取市観光コレベンションはため、香養町が実施区域外となる、市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅<br>行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。<br>【規制経和を行った場合の配金】<br>実施区域の拡大により、事業者の非済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図ら<br>れないの指摘が変更があり、旅行発に対する知識・経験等は第2種指行業者と同様に関い<br>も場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。 | 国土交通省   | 鳥国地兵和<br>原知東<br>京和<br>意<br>島<br>県<br>県<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、 | 北五県東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東<br>東 | ○本県では知事登録旅行業者のおよそ7割が第3種旅行業者である。第3種旅行業者の取り扱う募集型企画旅行の実施医療が現たれていることから、地域の観光変態を有効に活用し、地域ならではの文化や産業に能れられる者を起発がプラスシの商品をが過去べいない。実業の時代である産業が学れていること。近隣来との間のこの本場では、近隣来との間でしての企業ができれているできまった。である。またまたまた。では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などの間では、近隣などのであるが、こうした中の旅行業者であるが、この地の表現に登場することが重要であるが、こうした中の旅行業者では、電光に直接参与することが重要であるが、こうした中の旅行業者では、電光に直接参与することが重要であるが、こうした中の旅行業を書もは第3年旅行を超速するためが、のが地方の観光には、近後が大きることが重要であるが、こうした中の旅行業を書もは、電光に直接参与することができまたが、電光に直接参与することができまたが、電光に直接参与することが、できれていることから、広域的な旅行商品の造成ができない。事例がある。 | 第三種旅行奏が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日開議決定)に沿って、地域や事業者の二一ズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。              |
| 154 | おける情報連携(庁外<br>連携)に関する要件緩<br>和<br>(特別賃貸府営住宅<br>についても条例によ | 携)に関し、独自利用事務として<br>情報連携を行う予定である特別<br>賃貸府営住宅についても、公営                     | [制度の概要] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当とり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以かてあっても、等9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはてイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づ情報連携(庁外連携)を行うといる。 大の上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員を規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一2事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一2事務の趣目・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一2事務の趣目・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一2事務の趣目・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一2事務の趣日・目的と別表事務の代表を個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務とは、公営住宅に困窮する上をは無所等引き対象としている(収入階層・月0~21400円)。 本府においては、特別賃貸所営住宅(収入階層・月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸所営住宅)について、庁外連携が可能であることから、対象事務の規矩を求めるもの、なれ、根拠に持定を負債を貸往宅(収入限層・月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。                    | 交通省   | 京庫県、徳島県、徳島島県  | _  |  | 情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による成正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。 |

| data Tim |  | 500第1次回日   | 克   |                       |  |                        | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>   |   |
|----------|--|--|---|-----------------------|--|------------------------|---|---|
| 管理番号     | 提案事項<br>(事項名)                            | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省所           | 団体名  | 団体名                    | <b>・ 返加ストリルを出口でなりまめますができない。人を中の、上を1007</b>  | 各府省からの第1次回答   |
| に使地を     | 送ボランティア活動<br>乗る公共や道空白<br>有保運送の登録要<br>の緩和 | て、地域ボランティアが地域及び<br>対象者を限定して行う移送サー<br>ビスについては、公共交通空白<br>地有標準洋と見た! 有標準洋                  | 【現状】<br>自家用自動車は原則として、有償の選送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を<br>胺き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償選送や福祉有償運送など交通空白地域等で、<br>間の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行うが出支援活動等において、ガソ<br>リン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要さが、運送(サービス)によ<br>合対値の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。<br>(支障事例)<br>過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停へ<br>の距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くごが困難な高<br>計者や重たい前物を持つて移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送<br>サービスを提供しており、こうしたサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢での選求<br>む中、人口配仮の低い地域や遊郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が地域が急遽に進<br>では難しなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の加立化の防止や地域コミュニ<br>下への維持等の報点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの情候に取り組んであ<br>り、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。<br>したしなが、実質(ガリルケル、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていな<br>したしなが、実質(ガリルケル、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていな<br>したしなが、実質(ガリルケル、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていな<br>したしなが、実質(ガリルケル、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていな<br>したしなが、実質(ガリルケル、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていな<br>したしたが、実質(ガリルケル・道路で用する。<br>は、活動・必要な保険料や電話代等の事務経費などを微収することができず、ボランティア<br>確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。 | 国土交通省                 | 兵庫県、三<br>田市、滋飲県<br>県、鳥取県                       | 関角市市、八五子市              | ○公共交通空白地有價速送の登録制度における速送主体は、社会福祉法人、NPO法人などの非営利団体が認められているが、過離が進し間間では、NPO法人等団体を機能する及び維持することされ間数な地域も発生しているが、過離が進し間間では、NPO法人等団体を機能する及び維持することされ間数な地域も発生しているが、過解が進し間と、アルスに乗りての距離が入る砂域が、上陸では、日本の理由により、交通空自地域が進化している。地域領域に入る地域交通事故がとバーレーしている地域があるが、地域につっては、地域ボラットディアによる対象を関策している。ボランディア業地帯が活動に必要な経費を確保できず継続に支持を考している。デランディア業は高が活動に必要な経費を確保できず継続に支持を考えしているケースもあり、希望する地域への機能的な差代を行うためには、移送ポランディア活動に係る公共交通空自地・有償運送の登録要件の機利は、当市として必要と判断している。アクシー事業者の営業所等もなく、移動手段の確保が関連というに対象性クイエースを持つため、大阪機(アイ・デストを表)から2、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3   | 自家用有價族を運送は、バスやタケシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、<br>地域往民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車選送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体<br>は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところで<br>ある。<br>別事用有價旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度<br>の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事<br>に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても、銀行制度において込金協議会等<br>での合意を得られれば、自家用有債旅客運送の登録が可能であり、委覧以外の金銭の収定を行<br>うことがら、提案にあるような地域のパランティア団体についても、銀行制度において込金銭の場合かれば、自家用有債旅客運送の登録が可能のあり、実覧以外の金銭の収定を行ったの合意を得られば、自家用有債旅客運送の登録が可能であり、実覧以外の金銭の収定を行っことができる。 |
| 関す       | 家等対策の推進に<br>する特別措置法の<br>象の拡大             | あれば、空家等対策の推進に関<br>する特別措置法の対象とならな   | 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象  | <b>総務省、国土交通省</b>      | 兵康果、淮废山东南,东南,南,南,南,南,东南,东南,东南,南,南,南,南,南,南,南,南, | 沢市、春日<br>井市、豊田<br>市、門真 | ○ 当該建築物は、建を共有し2戸に分かれた長屋建ての建築物のうえに所有権が2つに分かれている。空き家となっている住戸の一部が解れ保安上危険となるされるのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため作活があっているが、他の住戸に居住者がいるため作活があることが、また、空きの所有者が天口、根縁等で権利的をが緩化しているが、条例を記した日海や行っているが、条例には、取削上の指置や確認では新されない。上記をは、一般等でもでいるが、条例には、取削上の指置や確認では終末では、日本等のが選出でいるが、条例には、取削上の指置や確認では終末でありた。この効果が確定的である。 けっているが、条例には、取削上の指置や確認では終末では、日本等のでは、2000年間である。 はお有なのためにいるものが大学である。しかし、ロッドも利用があれば、2000年間である。また、日本を経過である。はは、再有なのためにいるもの大学である。とかし、同意とは「10年を経過である」といる場合では、はお有なのためになるとは、同法に基づく間で選手を持てない。とのことにより、同法に基づく間では多様を保険の専用ができずまた。同法に基づく指導では、長屋性名のとすの区分所有者に対して行うことは解決されている。他に、表づく間ではまを特別を表しているのと同かであると同様のでは、また、国はに基づく指導することが、原理を必要がは多様を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま | 常館であるもの及びその最地(立木その他の土地に定着する味を含む、)をいる。」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」では一様ない。<br>長屋や共同住宅については、一様全体で一つの「建築物」であり、一位戸は「建築物」の一区画<br>にすぎず、一位戸こと「空家等」か否かを判断するものではない。<br>したかって、現に居住している者がいない空程と戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住<br>者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適当である。<br>なお、法令と同一の目的のもどに、法令が規制対象としていない事項について条例を制定することは、空家先に抵絶しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を<br>措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。  |
| 空景       | 有者等が不存在の<br>客等の跡地処分に<br>ける手続きの簡素         | ついて、略式代執行を行う際に<br>不動産登記簿情報等による特定<br>や相当の期限を定め公告を行う<br>ことから、相続人不存在とみな<br>し、相続財産管理人を選任する | 【現状】 相縁人の不存在等により空家の所有者を確如できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を移式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の影地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の診地処分についての規定ない、そのため民法等551条から第559余年での規定に従い、相縁財産管理人の選任を申し立て、特別総故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる「支達事例」 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当さつて、相縁財産管理人の選任や観測の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属さての期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。<br>源本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、該地処分については相様財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。  | 総務省、 <u>国土</u><br>交通省 | 兵庫県、洲<br>本市、和歌<br>山県、標市                        | 市、伊豆の<br>国市、八尾<br>ま 明京 | 有効活用が図られる。<br>○ 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士   | 特 日 守に対しています。   |

|   | 100分1次回台   | î 見<br>   |            |   | _       |  |   |
|---|--|---|------------|---|---------|--|---|
| 管理 提案事<br>番号 (事項:                         |  | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省 | 庁 団体名   |         | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答   |
| 174 公営住宅の1<br>活用にかかる<br>緩和について            | ついて、通知により活用でき<br>間が原則1年間とされている<br>から、事業主体が地域の実   | 月に 住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が狙害されない範囲で地域の実<br>5期 情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる<br>こと 期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。  | 国土交通省      | 兵庫県、豊<br>関市、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、 | 一 一     | 支障事例   | 公営住宅は、国の補助を受けて、住宅に困済する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途もこの目的に沿ったものに限定されるところであり、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない報囲内で、補助を等に係る予算の執行の適正化に関する法律(限和30年法律第178号)第22条の規定に基づ、承認を得た上で、公営住宅を目的外使用させることができる。<br>急激な経済特勢の変化、災害の発生等の規則会は「想定することが回避な事象の発生により、住宅に困済する低額所得者を取り巻(地域の住宅事情が急変することも考えられること等から、長生に退済する(短額所得者を取り巻(地域の住宅事情を要求することが高速さいのため、目的外使用の期間については、承認申請以後の地域の住宅事情を事業主体において確認するよう求めると報告等から、原則1年以内で設定していただくよう通知している。なお、当初の目的外を使用期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していてことは可能である。   |
| 190 生産緑地地面積要件の3                           | 図 指定の<br>使件級和<br>が場合でも、生産繰地地<br>としての優温措置を受けられ<br>よう、下限面積・砂線を乗作<br>和・条例委任等、地域の実作<br>考慮した特例の設定 | ( 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立、平成28年5月に策定された都市農業振興基本計<br>面においても、生産機地に関し、500㎡未30の農地やいわかる「遠連れ際除への対応の必要性<br>る が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。<br>援 (支障率例)   | 国土交通省      | 兵庫県、京<br>都原、京<br>和県、京市<br>市、堺市  | 浜市、名古   | 〇本市でも同様の事例があり、平成27年度は17件(約4.480m)あった。 ○実際に解除に至った事例はないが、身体的不都合により買取り申出を検討していた生産線地の主たら従事者が、開発する生産機の位果者から温速れ時期(の両部が得入ないため、買取り申出を断合するケースがあった。〇当初推定の平泉4年以県、計12件(約0.38m)の造つ北線能が完生している。〇の当初建20平泉4年以後、自己像合によるたい。遺産れ発生、不成20年間により、日本の10年に20年(約1.00m)、平泉27年度に24年(約10.00年に24年(以上24年(約10.00年)、日本の10年(以上24年( | 生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定している。また、生産緑地地区については、農業と他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのよう公園としての特例措置を設けることに適立ないやめ、全国一律の基準を設定している、現時高ではこ提案の内容を措置することは困難であるが、都市農業振興基本計画(平成24年5月開議決定)において、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業機の観点も踏ま、農地保全を図る意識について検討した上で、必要な対応を行う。」とされており、検討を進めているところである。  |
| 戸建住宅を行<br>として利用す<br>規制線和(用における規制          | るための<br>館業を営む際、家族などの特<br>途変更<br>の1グループで、10人以下な<br> 緩和) 少人数への1棟貸(住宅の制                         | 定 本県では、製光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用するとことが必要と考えている。空き家を木デル、稼館に用途変更する場合、建築基準法に定める様と<br>様 を満たす必要があるが、古民家などの空き家が特つ魅力の低減や修繕による事業者負担につか<br>でかっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。<br>というというというというというというというといる。<br>様 表 |            | 広島県   | 鹿角栗、麦媛  | ○本県上おいては、利用予定のない空き家が住宅戸板の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下3<br>○の情楽点の戸臓での空き家を管備等に「過速変更する際の影響機和は者効と考えるされています。<br>現在本所には、ホテルが48 ドビシネスホテルが84 ために、数値が25 馬 国産品施設が18 向か1945の宿泊施設が<br>素されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態で<br>す。<br>民泊については今後の総計課題と考えています。<br>○空き家ナーナルらは宿泊施設として京用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには<br>設備投資によるコストと手機会に時間を受し、支援がある。<br>例えば、立じは本家屋の培舎、間段のお配は、駅内の館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保する<br>ため前途を選して開設につき、物件としてあたらめる。といって事例があり、豊力的な百民家でありながら、宿泊施設<br>また、内装御間については、準元整他等の単位性の対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそ<br>の10の时以上のこいては、準元数化も終の単位で対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそ<br>の10の时以上のこいては、準元数のための開発高泊所が大トハウスとして改修する計画があり、百足家の魅力を活かすためにも、必要最低限の改修とする等の規制機和が必要である。  | 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制 の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。 (1) 用急については、防火避難しの安全性や市街地環境の保全の観点から残されており、利 用実態から判断される。(住宅は特定少数の居住の用に供するものであり、「ホテル、旅館は不<br>特定の利用者で避難経路を製加はない者の利用が想定されるこかか。同じ用途として取り扱うことはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が小規模で宿泊者が少人数であっても、不特定の利用が想定されるこから、同用金を住宅とみなしてホテル・旅館への用金変更を不要とすることは日間である。 (2)①~③防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・大・ボール・ボール・大・ボール・大・ボール・ボール・大・ボール・ボール・大・ボール・大・ボール・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・ボール・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・大・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール |
| 下建住宅を作<br>として利用す<br>規制緩和に<br>の確認申請<br>緩和) | 途変更 らホテル・旅館への用途変更  | をか、「一般変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が<br>生じている。<br>もとして、100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き等<br>の利用が進んでいない。<br>「世   | 国土交通省      | 広島県   | 徳島県、菱媛県 | ○本県においては、利用予定のない空き家が性宅戸板の約1額を占めており、この課題に対応するため、300m未<br>深の戸鍵での空き客を施御者に用途東更時の確認申請を不要にすれば空き家の有効活用が促進される。<br>の内内で一時制能量の民格を考えれて実機は存在しますが、採棄・政党体集奏されています。<br>現在本市には、ホアルが4年、ビジネスホテルが2年、振動が2年、振島指泊監査が1等の沿泊施設が営<br>まされており、他に当知市総を与的活動施設が出版所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態で<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・   | 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物に特定多数の利用者が見込むるもので、防火避難安全上の配慮が必要な建築物、の用途変更に限て、立地規制に合致することが、協定は対理安全上の用途が直接が減退したい、心を確認するため、確認申請の手続きを求めている。本提案の職員は、100所以上のの計業のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことで手続きの提和を図ることを考するが、(1) 旅館業法の許可申請時に添付する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかとうかを確認するための書製と提本的に実が、必要情報が不足しているため、建築基準法に適合するか否かの法令事業を行うことは不可能である。(2) ご提案が、仮に、旅館業法の許可申請においては、専門的知識を有する建築主事が法令審査を行うことにいることから、旅館業法の許可申請においては、専門的知識を有する建築主事が法令審査を行うこととていることから、旅館業法の許可申請とないて建築基準法で求める基準への適合判断を困想と考えられる。このため、建築基準法にの用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時申申請と表している。また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一本化することにより、事業者の日によい、第日においては、必要とされる申請図書の有無等について確認の判断が求められることに留意されたい。なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。   |

| _=   | <u> </u>  | うのおうへ回日  | 兄  | 1               |  | -            |   |   |
|------|---|--|--|-----------------|--|--------------|---|---|
| 管理番号 | 提案事項(事項名)   | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁     | 団体名  |              | <適加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>   | 各府省からの第1次回答   |
|      |   |  |  |                 |  | 団体名          | 支障事例  |   |
| 199  | として利用するための<br>規制総和(1)特定<br>政市計画の<br>禁制限で<br>禁制限で<br>禁制限で<br>禁制限<br>域に<br>建築を許可する<br>際の<br>基別<br>で<br>は<br>に<br>2<br>(2)特別<br>の<br>は<br>(2)特別<br>の<br>は<br>(2)特別<br>の<br>は<br>(2)特別<br>の<br>は<br>(2)特別<br>の<br>は<br>(2)<br>は<br>(3)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>は<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4)<br>(4) | して利用できない場合(1)特定行政・計算を対し、<br>定行政庁が都市計画法上のホーテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の通準の明確化を求める(2)都市計画法上の特別用途地域内でよった。<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、   | (1)規制改革会議の第4次等申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民治<br>サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民治サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。<br>(2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。                            | 国土交通省           | 広島県  | 徳島県、愛媛県      | ○届泊施設へ立地規制がかかる用途地域においても、宣き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となるよとにより宣き教育活用の選択技が広がる。<br>るよとにより宣き教育活用の選択技が広がる。<br>第24年、日本の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の  | 建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、良好な住居の環境を保護することを目的とする住居専用地域については、原則として立地することはできない、ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。 ①地方公共団体が、土地利用の動向を勘案に、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合。 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合。 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合。 ②特定行政庁が、住居専用地域における良好な住居の環境を書するおそれがない等と認めて許可した場合 (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断する必要があるため、園から一律に許可基準を示すことは困難である。   |
| 010  |   | 「'₩ <b>₼</b> #1, 45 <b>₼</b> '₩06 <b>₼</b> #8   1 = 5 <b>₼</b>   | 本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及   | Windship Market | 住自国 34   | <b>奈祖唐 曲</b> | ○「COUの最初のもおけ」と 第四七半寸三、ここの数値は空間ができば よの数値に出たっては 活の数字に対し   | (2) 建築基準系40条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その<br>地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で<br>用途制限を掲れてることができる。用途制制は、国民の生命、健康及び財産の保護を超らた。<br>に、国の役割にして、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、そ<br>の緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が、<br>必要である。<br>道路法に変める占用許可対象物件は、道路の未来的機能である一般通行機能に支険を及ぼさ  |
|      | 設置型水素ステーション実現のための規制<br>緩和   | 3 する水素ステーションを、道路法<br>第32条第1項第1号の「その他こ<br>れらに類する工作物」の占用許<br>可対象物件とすること。   | 促進を推進しているところである。<br>道路利用者が残耗に立ち落ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促す<br>ことで、水素ステーションの普及につながることが顕特できるが、現在、道路法第22条の占用許<br>可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。  | 省               | 賀県、兵庫<br>県、鳥取<br>県、京都市   | 田市、長崎県       | め、より多くの自動車が利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極に進めることが必要である。  | ない範囲内で定められたものである。<br>ご提案の水素ステーションには、物件の規模が大きく、また、安全性の確保について特段<br>の配慮が必要であると認識しているため、具体的に道路に域内に設置しようとする工作物、設置し<br>ようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂いてうえで、それを道路上<br>に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確<br>保されるか等について検討して参りたい。  |
| 222  | 類する地域(以下、<br>「過疎地域等」という)<br>における「二次交通」<br>確保のため道路運送<br>法の規制緩和   | 業者が十分に存在したい場合な<br>だ、一定要件のもと、自実用有<br>億旅客運送の実施主体に地方<br>公共団体の実施を受けた旅館<br>事業者等の民間事業者を加える<br>こと。  | 客上の課題となっている。<br>一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非常利団体 (NPO法人等)だけの選送では、不十分<br>一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非常利団体 (NPO法人等)だけの選送では、不十分<br>となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的<br>団体も少なく、制度が十分に活用できていない。   |                 | 德島県、兵<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・ | 鹿角市、美馬市      | の中心市能物から属れた地域では筋管等が自らの営業のため返還い久を避行している例が見られるが、こうした地域では、バスの便数かかになり、タンー事業者の営業所が強いなど、移動手段が確定できない場合が多い。旅館寺も豊齢可能になることで、二次交通及び生活に関する移動手段の直接に繋がる。<br>の本市は自然事はよる移動が生立の対し、大田の場合を動き、日本の場合があるが駅を持りてからの交通手段が他歩り、から一に限されるのが現状である。市内宿泊業者も、予約投間で透過途中に観光地へ立ち寒れるか等の問い後、身の大田のでは、できない旨を伝えると、予約に結びつかないケースがあったのお客間の機能は、対していて次交通の回接につながり、本市の課題である過過程限が他から滞在型限がに向けた商品開発に指導される。<br>規光誘なくは今ようれる。 の平成7年4月1日付の遺跡を送出て行規則の改正により、自家用有債施を選返の実施さ失として「利用的なさせ近日」も扱の大田のは、鉄売間係の協議会者も自営用有債施を選送の実施となることが可能には、「新郷事業者等と同事業者が担当を持つている。「特別情報を表している同様には、京都事業者等と同事業者が担当から、それでは、日本の主に、現代関係の協議会者も自営用有債施を選送の実施となることが可能になった。現代関係の協議会等かけ存在しない場合には、京都事業者等と同事業者が担当からと自実用有価値を選択でいる大田のでは、日本のでは、日 | 地域住民の生活に必要な旅客輸送金価候するために必要であることについて、地方公共団体、一<br>総旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体<br>は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する意料を目的としない団体に限定しているところで<br>ある。<br>自家用有價旅客運送については、平成27年4月より、選送の実施主体の弾力化について制度<br>の月直しを行ったとろであり、非営制性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事<br>由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能としてい<br>る。<br>自家用有價旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認<br>められるものであることから、実施主体を非當利団体に限っているところであり、営利性を有する民間<br>間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。  |
| 229  | 登録又は許可を要し<br>ない運送態様の規制<br>緩和  | 車交通局旅客課長から客務連<br>為、同趣切(3)で、ボランティ<br>ア活動における送迎行為等をだか<br>かからず、自動車の実際の運行<br>に運支を対りよれず支払う場合<br>は、社会通名と、通常は登録を<br>更ないと解されるためる。<br>市する自動車で行う「地域ポランティ<br>ア活動やNPOG大、地域社長的<br>体等が行う次針的、公益的活動<br>は、特に通る大きな、市<br>ないが、大きない。<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、市<br>は、対金通る大きな、<br>は、対金通る大きな、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金通な、<br>は、対金の、<br>は、対金の、<br>は、対金の、<br>は、対金の、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は | を徴収することさえも「有償運送」にあたるとされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公飲、私診を問わず、市内保育園の園外活動。③金等(2MPO法人が主催、市が後援する活動を伴う込典的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動  |                 | 湯沢市  | _            |   | 他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で選送する場合は、繰送の安全及び旅客の利便を確保する総成から、旅客自動車運送事業(バス・タウン一等)の許可や自家用有償運送の登録を取得する必要がある。<br>ただし、旅客自動車運送事業の許可や自実用有償運送の登録を行わなくとも、当該運送行為が<br>行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特<br>定できる費用(ガリン代・混動通行料及び駐車料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。  |
| 253  |   | 関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるよう  | 区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。<br>境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で<br>解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区<br>画整理の法庁者である市は申請人になり得ない。<br>そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必<br>要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。 |                 | 豊田市  | 小山市、埼高市市     | ○ 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地<br>買収も行えない現状である。<br>現代、業界特を生態できる者は、土地の所有権登記名義人等に限られている。土地の所有権登記名義人等から、<br>申請費用の負担を含めた他力がなければ制度の活用が成れない。このため、公共事業においては、公共事業施行<br>市が業件特定を持備可能とすることにより、制度の設備、円体立路情報、公共事業の設定を設合したが全ち<br>市が業件特定を持備可能とすることにより、制度の設備、円体立路情報、公共事業の設定を認ることができる。<br>の、第四条が場定出来ず、今後予定される競地部分に支援を来すったが思想である。<br>の、第四条が場定出来ず、今後予定される競地部分に支援を来すったが思定されるケースがある。これらの地区序<br>について、業界特定制度を制度に構設させていませんが、業界特定側の申請人は登記を基金人事である。<br>整理事業の施行者である場合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第1の条第4項の特例と<br>して、報告答託されるが区面整理事業での換地計画、接地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請<br>人とできる特例を定めていただきたい。  | 華界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)。非協力でない土地の所有権登記名義人等から中時間とてもらことが可能である。また。隣接地の所有権登名名義人等の立会の協力が得られなぐも、華界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事案については対応することができている。 なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に準界特定の申請権限が付与されている。これは、本来は、筆界特定に対策基本を受ける土地の所有権登記名義人等が申請したして手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付し申請を行うことを特別の措置として認めているものである。上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限があると、区画整理事業の実施主体・申請権行とといてのまると、区画整理事業の実施主体・申請権限が認められた遺旨に整めると、区画整理事業の実施主体・申請権限が認められた遺旨に整めると、区画整理事業の実施主体・申請権限の主めれた遺旨に整めると、区画整理事業の実施主体・申請権行とといていては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。 |

|          | 工人巡日/  | \りの弟   次回合=<br>  | · 兄  |             |         |       |  |  |
|----------|--|--|--|-------------|---------|-------|--|--|
| 管理<br>番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名     |       | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答  |
| 255      | 耐火構造の1階部分<br>を造ることにより上階<br>の水造化を可能とす<br>る規制緩和                | を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び4階を木造(耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長   | 改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を調じた1時間<br>準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製<br>材筋面寸法を60m(未含する必要があり、製材市場の一般的な寸法では対なできない。ことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使かざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、<br>木造3階建での大きな製材を特別に発注して使かざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、<br>木造3階建での社会の普及が進みにくいと考えられる。<br>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その<br>区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施設に率じて木材の利用の促進に関する施策を受し、<br>及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなけ<br>ればならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。 | 国土交通省       | 豊田市     | 回体名 — |  | 耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒<br>線・磁接を抗止するために必要な性能を変めており、建築物内部における延焼や隣接建築物への<br>火災の拡大を防ぐことを目的としている。弱端で学校等については、後来は、関係。延焼によって<br>周囲に加える危害が重大であることから耐火建築物であることを求めていたが、平成な年度から3<br>カキにわたって実施した実大規模の火災実験を着して十分な安全性を検証した上で、平成プチ度から<br>から時間準耐火構造等とすることを可能としたものである。したがって、1階部分を鉄筋コンクリート<br>過ぎする方法については、上部の水走部分の付壌による周囲への加害や避難との問題につて、技術的検証による安全性を確認できていないことから、ご提案の実現は困難である。<br>なお、木材を別しで使用する場合は燃えしる設計により実現することが可能であるが、燃えしろ設計は部材断面を大きぐすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さぐすることは困難である。また、一般的なす法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による耐火構造等を実現することが可能である。   |
| 260      | 進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法等の条各号に基づく利用しか出来ない。<br>養務付けの緩和<br>重点事項1 | は、前各号の事業の完了、変更<br>または東により取得したけと認め<br>目的を失った(果たした)と認め<br>られる土地については、この限り<br>でない。」とし、売却を含めた別<br>の利用を認めること。(少なくとも<br>市が総合計画等に位置付けた<br>施策を実現するにあたり、必要<br>だと認める場合には、売却等の<br>対応ができるようにすること。) | その結果、公拡法で取得した土地が都市計画区域外に複数存することとなったが、管理については公拡法の制限を受け、向法等9条金号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用といて、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買り取り申し出い区で取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、得来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。  | 国土交通省       | 指定都市市長会 |       |  | 本法は、公有地の拡大の計画的な推進を回り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進<br>に資することを目的に、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに<br>関する制度の整備、土地開発な社の創設、その他の措置を選ばている。<br>先買い制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務ないし<br>制度を限したと丁買い取られたものであり、その用途は公共性・公益性を有する<br>(3 収用適格事業<br>(3 地方公共団体等が行う住宅用宅地の賃貸又は譲渡に関する事業の<br>の用又はこれらの事業に係会代替地の用に供されなければならないこととされている。<br>一方、規制改革、民間開放推進3か年計画等を受け、先買い制度により取得された長期保有土<br>地の有効活用を図るため、平成18年の法会で正て、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和<br>を認めている。<br>具体的には、買い取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃<br>止又は変更等によって(かから3までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものに<br>あっては、法が目的とする都市の健全分無足状序ある整備に費するを経済定計画に位置付けら<br>れた下記の事業の用に供することも認めたもの。<br>(4 都市再生計画に供することも認めたもの。<br>(5 地域再生法に基づ後での事業<br>第1を、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることからも、法第6条第1項の協議に基<br>づき買い取られる場合には都特別制置法に素が後の事業等<br>また、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることからも、法第6条第1項の協議に基<br>づき買い取られる場合には新特別制置法に素が後の事業<br>例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却することと法第9条第1項第3号、同法施<br>行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理することと法第9条第1項第3号、同法施<br>行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理することと法第9条第1項第3号、同法施<br>行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理することと法第9条第1項第3号、同法施<br>行令第5条第1項第3号、公園、緑地、広場を設置・管理することとは第9条第1項第3号、同法施<br>行令第5条第1項第3号、公園、緑地、広場を企業にしてからと<br>のよりによるを必要があり、単位できないの場合に、一般な多の上、仕事他として売却を行っている事例も確認している<br>なら、今回提案頂いたケースのような先買したが必要なるの上、住宅地として売却を行っている事例も確認している<br>なり、これまでも再生にかたり場様的な用途を示していたりまた。これを発見しているところ、<br>のいには、対し表を表に、一般な事に、一般な事に、現在を記述している。<br>なお、今回提案に対したいと考えているところ。<br>のいには、対しないには、近には、対しないできないには、対しないできないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、広場を記述している。<br>なお、今日のは、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間で |
| 264      | 駐車場出入口設置に<br>係る規制緩和<br>重点事項26                                | 緩和   | 註車場法及び同法施行令において技術的基準として養務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて通用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道的のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適ではいてはより不適かな位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。<br>(構成市の具体例)<br>駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。  | 警察庁、国土交通省   | 指定都市市   | 新宿区   | 以来等域、例は個、特殊連絡に関係化された。<br>またい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性等を向上させるため、規制、基準の緩和を選む。 | 指定都市市長会から示された他合作の車例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道<br>筋のまがりかだから5イートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可<br>能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、非純を確認中である。<br>なお、「道路のまがりかどから5メートル以内の部分については、大臣認定の対象に含めていない。<br>理由は以下のとおりである。<br>① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入<br>の下鉄置されて場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに<br>危険な齲縁が免生するおぞれがあること<br>② 遺路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているところ。<br>長車場の出入口は一般的に順番行等の車両が響化しやすいことから、通常想定されない対<br>両車線にはおり出て通行する車点との衝突率数を介発生する危険性が高まるおそれがあること<br>③ 駐車場よの技術的基準が適用される駐車場(駐車の用に供する面積が500㎡以上)において<br>は、一般的には、道路のまがりがどから5メール以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を<br>設置することが可能であると考えられること<br>(路外駐車場の出入口の設定の第2を手を<br>りかどが存在するケースが少ないこと   |

|      |                                 | いの第一人四合一  | <sup>一</sup> 見<br>   |             |  |  |  |   |
|------|---------------------------------|---|--|-------------|--|--|--|---|
| 管理番号 | 提案事項 (事項名)                      | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例   | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名  |  | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答   |
| 272  | いての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空    | で補助事業の完了後10年を経<br>過したものについて、目的外使<br>用、譲渡、貸付等を行う場合に、<br>国庫補助金相当額の範囲内で、<br>一定の国庫納付を求められてい<br>るものについて、当該国庫納付                               | 補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を軽過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間は収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用金への活用の障壁となっている。  制用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対しての対応が困難となっている。  池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは明和40年~60年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れて保育、集会・学習・休養等の用途に利用するために建設されてきたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地均利がある各家庭への防害対策の管金放性点、また、共同利用施設自株についても配置対策としての利用が少なくなっており、その意義を見か進み、また、共同利用施設自株についても配置対策としての方、現在共同利用施設の再編の機能が進まめており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を候補として挙げにくい状況となっている。  |             | 池田市  | 一  | - 支障事例   | 地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、<br>又は効用の増加した財産(以下、「補助対象財産」という。の処分については、地方分権改革権進<br>要額(第1次)(平成20年月20日 地方分権改革権金高設定)の「2。(2)補助対象財産の財産<br>扱分の弾力にを受け、航空局所管国庫補助工業に係る財産の外子認基率について(国空予管<br>第1105号 国空政第126号 国空環第105号 平成21年3月31日、以下、財産処分承認基準とに<br>う。を定め、地田市を含む関係自治体に適切している。<br>財産処分承認基準においては、補助事業形了後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用で<br>あれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の配用等について改善措置を満しているところで<br>ある。<br>一方で、収益(維持管理費相当額がある場合はこれを除く。)のある場合は合理的な範囲内で国<br>庫納付を求めることとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する<br>戦点から定めているものであるため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。 |
| 275  | 祉法に規定する児童                       | 第14号)第10条に「必要に応じて<br>学校敷地内へ児童福祉法に規<br>定する児童厚生施設等(以下<br>「学童保育所等」という。)を設<br>することができる」自規定し、学<br>校と学童保育所等を用途上不可<br>分とみなすことができるよう対応<br>を求める。 | 【提案の背景】<br>園が策定した「旋腰後子ども総合ブラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のス<br>ベースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と述<br>近され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。<br>「文庫事例」<br>学校の敷地内に学童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明<br>起されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解除され、学校の敷地から切り継<br>した上で、学校とは別に接道していることが求められており、学童保育所等の設置者にとっては、<br>遠路用地の保等の事務か、財政的な負担が大き代っている。<br>たお、建築基準法第4849を75に、地方とないでは、<br>本お、建築基準法第4849を75に、サントとびも関いと認めるために一分な根拠をすり<br>エチ市長が変温、大学と、助火上及び衛生上支積がないと認めるために一分な根拠をすり<br>の表しまないと認めるために一分な保地では、<br>の表しまないと認めるために一分な根拠でする<br>の表しまないまない。<br>では、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、   |             | 八王子市   | 超川市、境<br>相市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市      | ○学童保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があると、設置場所などで学校や教育委員会との課題に開始することも多く、要件が維持されれば施設を増か進めやてくなる効果が開きされる。特別では、場合は、学校の外の条相教堂の通常を対心を支払り、設定署所が制限されてしまっている。選書面において利使性のある場所に設定するため運貨税を挙が必要となり、設定署所が制限されてしまっている。選書面において利使性のある場所に設定するため運貨税を増かさまからこを実体報助で求める。〇本市でも小学校の余格教室を一時利用という形で披護後児童ウラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人教教室の側と受け、余格教室と一時利用という形で披露後児童ウラブの建設を確いている。今後、学校のレビ児童ウラブの車独施投の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。   | 学校と学童保育所等が用途上可分か不可分かの判断については、小学校等設置基準に学童保<br>育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければな<br>らないものではない、現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、<br>各特管行政庁の判断に基づき可能である。  |
| 276  | 放置自転車対策の対象拡大                    | 法に定める原付二種(50cc超<br>125cc以下)まで自治体が撤去・<br>保管できるよう「自転車の安全<br>利用の促進及び自転車等の駐   | 接案の背景) 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の保温及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下1自転車法)という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路を通過数を条第1項第10号に規定されている信転を重要の展りを制度している。。 (原付)という。及び同第11号の2円度されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種付乗の重要のご配一250c以下)は、原付一程(排気量50c以下)との無の大きには不力がないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねらしかない。 (支障事例) 日間・編車の放置を規密したときは、その都度・要解に基準の放置を規密したときは、その都度・要解に基準度取り締まりの依頼をするが、計ちが連れることや対応しまれない場合かるの要案と共同してキャンペーンを行い、同時に自動・編車の放置を規密したときは、その都の要といるでは、では、一般に対している。自動・編車の放置を規密したときは、その都の要素に基準点取り締まりの依頼をするが、計ちが連れることや対応しまれない場合かるのを要素と共同してキャンペーンを行い、同時に自動・編車の撤去活動をすることも年に一度か二度は、本布の実情、本の表の質をは、大の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表  |             | 八王子市   | 柏市、変伊。豊屋川、東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東 | ○ 自動三輪軍の放置を製造したときは、その商産整製に製車重点取り網等3の依頼をするが、迅速な対応ができ<br>ない場合やがはこれない場合がある。迅速速速車両出点工度の6個付一種までを撤去対象とすることで、まちの費<br>税の向上、歩道の急行機能の商保等に努力がした。<br>〇 木市の自転車等を製工業を対してきるがは多度900cを超える6個車は搬送することができなざ高速にている。以前50cの起<br>を単立してきなが、100cのでは、100cのを超える6個車は搬送することができなざ高速にない。以前50cの組<br>の20車車が16単本等基単単に放置して設立できな、20車場利用者の市民に不信息を行われた。法律の改正を希<br>〇 木市でもハエテオ市に側は、自動・電車の温を起車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、<br>対なが進わることもあり、現余が広場とは一定ない、市営は事業の必要がはできなが表すしているが、<br>対なが進わることもあり、現余が広場とは一定ない、市営は事業の影と信事であると表すえる。<br>〇 木市においこも、自動・電車の搬送とは変でない、市団は事業の場が表に対すたが高いては、ハエチ市制<br>材に自動・幅車の起車及び受け入れが可能であるため、市による自動・幅車の搬送は可能であるを考える。<br>〇 木市においこも、自動・領車の搬送には下去と、日本車を以下を表しまが表しまが表しましまい。<br>様の改正により、自動・幅車を自治体が開発的に設定することにより、起車進皮の減少につながらもので考えてい<br>「の本面により、自動・軸車を自治体が開発的に設定することにより、起車進皮の減少につながらもので考えない<br>は、国際地域付き転車の増上のが振力があった場合、当該自転車及び信息物付も転車の要とので接受表を実施している。したい、民間を通路を担かるとといる。<br>は、運動機付自転車を自然を表す施している。したい、民間を発きとれる所、製造を発生を表す施している。したい、民間を必要となる原制機付自転車をとなっている。また、民間を<br>もかり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。   | 【内閣府】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車<br>法」という。)は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の地大等を背景<br>として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推<br>強、自転車の安全性の領係、自転車等の駐車対策の総合物は通等に関しまる中心な事項を定める<br>ととし、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の推固について地方公共団体の条例に変わる<br>こと内容としているものである。したがつて自転を指しまれる。対象が大関体の条例である<br>こと内容としているものである。したがつて自転車がは、対策が大関体が行う自動・編車の撤去指<br>置等を実施できる解されているものと承知している。<br>【職祭行しおいて回答可能な事項なし<br>【職祭行しおいて回答可能な事項なし<br>【職父通告】<br>本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。   |
| 290  | 公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用<br>重点事項23 | る場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ないより一  | 公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の開会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が指揮管理者が各種申請の受付業務を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査し必要な書類をすべて整えた上で席に引き継ぎ、席がそれらの書類をもとに審査している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより開会可能な情報は未チェックのままに引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入部に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。マイナンバー導入により、申請者の負担鉄道が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務経測につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度減入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそくわない状況となる。 参考〉主な事務の年間処理件数・収入申告:約127,000件・小電点記:約2,000件・小電点記:約2,000件・小電点記:約2,000件・・地位承継:約2,000件・・地位承継:約2,000件・・・地位承継:約2,000件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :           | 大寶 所<br>東京<br>東京<br>東京<br>東京<br>東京<br>東京<br>東京 | 北海道県、八坂県市、大学田市、大学田市、大学田市、大学田                       | ○当市も公室住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報開金を指定管理者<br>が行えないことは、市場員の業務屋の増充となり、それに伴い負担が増加することが予想される。<br>円滑な事務を到かけわれることで、必要性を入居者の利便性も向上しておめ、現行制度の下では指定管理者的<br>の当時なせな必要性をの管理運動のほとんどを指定管理者に受払しているが、現行制度の下では指定管理者が<br>現成に、指定管理者から権申請ののサイスを指定では、アレス・アンス・電池の東な電路をすべて整えた<br>マイナンバー制度を導入し、場合、指定管理者がも全申請書間の受け来を持つている。<br>要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより限金可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継が<br>あることだる。<br>その後、当団機能が特定では関連を手行いまるが必要が指している。<br>マイナンバー製力したり、申請をの負担を対策制を持ちることは受けることとなり、制度導入的に比べて当回<br>マイナンバー製力したり、申請をの負担を対策制を持ちることは関口である。<br>でイナンバー製力したり、申請をの負担を対策制を持ちることは関口である。<br>でイナンバー製力したり、申請をの負担を対策制を持ちることは関口である。<br>でイナンバー製力したり、申請をの負担を対策制を持ちることは関口である。<br>でイナンバー製制を入機のではからり目を対策が関かることは関口である。<br>・マイナンバー制度は入験の中のでは、指定管理者も関連の主になけらための目指を対策制を対している。<br>できまされません。<br>できまされません。<br>できまされません。<br>できまないまする。<br>・マイナンバー制度を見入効果の一のである。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまないまする。<br>・できまないまする。<br>・できまないまないまする。<br>・できまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま | 情報提供ホットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を掛付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携を考したができ場合をマイナンバーを別表変多に経覚と明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。<br>指定管理者に、法人その他の団体であり、行政機関等に応告せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。   |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例  | 制度の所管・関係府省庁             | 団体名         |     | <追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>  | 各府省からの第1次回答   |
|------|--|---|---|-------------------------|-------------|-----|--|---|
|      |  |   |   |                         |             | 団体名 | 支障事例   |   |
| 298  | おける療育手帳関係<br>情報、外国人保護関<br>係情報の情報提供<br>ネットワークシステム<br>による情報照会の実施<br>重点事項22 | 会できる特定個人情報は、番号<br>法別表第二上規定されている特<br>定個人情報に制限されている。<br>番号法別表第二では、身体障害<br>者手機や精神保健福祉手帳の<br>情報、生活保護の接近をれている<br>が、地方公共団体が独自に実施<br>している旅戸帳の情報と対している<br>が、地方公共団体が独自に実施<br>地方公共団体が独自に実施<br>地方の成免、社会保障の給付<br>等では、旅育手帳の情報も数となるた。<br>が、性数では、大会保障の給付金<br>をでは、旅育手帳の情報も数となるた。<br>は、情報提供ネットワークシステ | 審号制度の情報提供ネットワークンステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の<br>際等に、身体障害者事態、特殊保健福祉手機を持っている方は手機の提出を、また、生活機<br>を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手機や外国人保護関係<br>情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招な、<br>(療育手機)<br>身体障害者手機や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例<br>・障害別人所給付費、高額障害児人所給付費又は特定人所障害児食費等給付費の支給に関す<br>・事意別人所給付費、高額障害児人所給付費又は特定人所障害児食費等給付費の支給に関す<br>・地方税の賦課機収に関する事務<br>・公室住宅の管理に関する事務<br>・公室住宅の管理に関する事務<br>・公室住宅の管理に関する事務<br>・法院提受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例<br>・障害児人所給付費、高額障害児人所給付費又は特定人所障害児食費等給付費の支給に関す | 内閣府、総務省、厚生<br>労働省、国土交通省 |             |     | ○商青年紙について、幕年標上同様に扱われることの多い身体顕著者手機及び精神保険福祉手機と、マイナントー制度の週間において富か生しることで、窓口における混乱が予想され、歳青年帳所持者へのサービス低下につながることが懸念される。<br>の本市市産性学では、入原申込などの際、障害者・角体験害者手帳、精神会健福祉手帳及び疲費手帳等所持しているう。及び生活保護受給者が返り及職者者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。<br>番号決当の条が得なが見なが男素での規定により。保持審者手帳帳、排神保保能は生活保護受診情報については、情報開金が可能なため、活付着務を治察することができるが、地方公共団体が独自に実施している成界手帳情候をひまる法保護受診している度再手帳情候を対し、実施している成界手帳情候を対して、其他に対しる成日を持たいたが、書類の受出は各部できない。 | マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同志策19条第7号において情報提供を介う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それそれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえ、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 |
|      | おける管理代行者に<br>対する情報提供ネット<br>ワークシステム利用<br>環境の整備<br>重点事項23                  |   | 【支障事例】<br>公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や<br>軽費の面において、極めて困難である。   | 内閣府、総務省、国土<br>交通省       | 九州地方知<br>事会 | _   |  | 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。   |